

役員報酬規則

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人日本油化学会（以下本会という。）定款第 28 条の規定に基づき、常勤の理事の報酬の支給について定める。

(報酬の意義)

第 2 条 この規則における役員報酬は、本会が常勤の理事に対し、常勤の理事としての職務執行の対価として支給するものをいう。

(報酬の種類等)

第 3 条 役員報酬は、報酬月額とする。

2 報酬月額は、総会の決議を経て、会長が定める別表の額とする。

3 常勤の理事が、使用人を兼務する理事の場合は、職員給与規則又は嘱託・臨時嘱託規則に規定される給与と併せて支給する。

(役員報酬の支給と控除)

第 4 条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

2 常勤の理事が、使用人を兼務する理事の場合は、所得税、社会保険料等及び控除することについて本人から申出のあった立替金、積立金、貸付金等は、毎月の役員報酬及び職員給与又は嘱託・臨時嘱託給与から控除する。

(日割計算)

第 5 条 月の途中で常勤の理事に就任したとき、又は月の途中で常勤の理事を退任したとき、あるいは死亡したときは、役員報酬は日割計算で行うものとする。

(改 廃)

第 6 条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補 則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。の決議を経て会長が別に定める。

平成 23 年 1 月 17 日理事会決議

平成 23 年 4 月 29 日総会決議

平成 28 年 3 月 15 日理事会決議

平成 28 年 4 月 25 日総会決議

附則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

役員報酬規則第 3 条第 2 項の常勤役員報酬月額を下記のとおり定める

記

役員（常勤の理事）の報酬月額 1 万円